

新たな古都指定の考え方について

1 古都の定義

(古都保存法第2条)

わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村

(古都保存法第2条第1項の市町村を定める政令)

天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村及び神奈川県逗子市

2 指定の考え方

< 第2回歴史的風土審議会における指定の考え方 >

長期にわたってわが国往時の全国的な政治の中心地又は時代を代表する歴史上重要な文化の中心地であった都市であること。

史実に基づいた文化的資産が集積し、かつ、当該歴史上重要な文化的資産が、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している土地を有する都市であること。

市街化若しくはその他の開発行為が顕著であって「歴史的風土」の侵犯のおそれがあるため、積極的な維持、保持の対策を講ずる必要のある都市であること。

< 第45回歴史的風土審議会意見具申（H10.3.19）における指定の考え方 >

「現在は開発により歴史的風土が失われる恐れがなくても、未然に開発を防止し、適切な保存を図る観点からは、大津市、平泉町など、古都以外でも国として保存すべき歴史的風土が認められる可能性のある市町村について、今後の遺跡発掘状況や地元市町村の意向に配慮しつつ、新たな古都指定について引き続き検討する必要がある。」

政令都市（5市町村）の指定時における考え方について

| | 斑 鳩 町 | 檀 原 市 明 日 香 村 | 天 理 市 桜 井 市 |
|--------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 1 | 「33代の推古帝の摂政の聖徳太子のおられたことは有名で、大体6、7世紀における飛鳥、白鳳文化の集積された場所」 2 | 「檀原、明日香につきましてはこの付近が十二代にわたり皇居に定められており、大体百十四年ぐらゐの政治の中心地」 | 「四百年の長きにわたって皇居の定められたところ。そういう意味で、相当長期にわたって政治的な中心地」 |
| 2 | 「法隆寺、法起寺、法輪寺等と一体となる自然的環境」 | 「明日香の板蓋宮の跡とか藤原宮の跡、飛鳥寺、橘寺、そういった数多くの歴史上重要な文化的資産。また大和三山及び背後の丘陵と一体となった自然的環境」 | 「石上神宮、大兵主神社、粟原神社、大神神社、こういった神社が並んでおり、いわゆる山の辺の道に沿った歴史上重要な文化的資産、さらに背後に龍王山、巻向山、三輪山、御破裂山といった背景となる自然的景観」 |
| 3 | 「法隆寺周辺における都市化特に軽飲食店、売店といったものの乱立が最近常に目立ってきており、早急に指定をする必要がある」 | 「大阪市等の発展に伴いそのスプロールが相当大きくなりつつあるところ。土地ブローカーにより団地の開発といったようなものが最近とみに顕著」 | 「絶好の住宅地ということで開発される可能性が非常に多い。さらに山については平たん部の宅地造成の土とり場という点で、自然的環境が逐次破壊されつつある」 |

1 数字：第2回歴史的風土審議会における指定の考え方

- 1 長期にわたってわが国往時の全国的な政治の中心地又は時代を代表する歴史上重要な文化の中心地であった都市であること。
- 2 史実に基づいた文化的資産が集積し、かつ、当該歴史上重要な文化的資産が、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している土地を有する都市であること。
- 3 市街化若しくはその他の開発行為が顕著であって「歴史的風土」の侵犯のおそれがあるため、積極的な維持、保持の対策を講ずる必要のある都市であること。

2 「 」内の記述：第2回歴史的風土審議会における事務局からの説明要旨